

『しずまえ』の価値を維持・向上するため、御協力をお願いします！

『しずまえ』の名称使用に当たっては、
届出が必要です。

『しずまえ』は、
静岡市の
登録商標です！

■ 名称の使用基準

1 水産物（藻類を含む。）

「しずまえ」で水揚げ、陸揚げされたものであること。

2 水産加工品

加工品に含まれる水産物原料の全てが、「しずまえ」で水揚げ、陸揚げされたものであること（焼津漁港で陸揚げされ、静岡市内で加工されたマグロを含む。）。ただし、練り製品については、水産物原料の50%以上が、「しずまえ」で水揚げ、陸揚げされたものであること。

3 料理

料理の水産物に関わる具材全てが、上記の水産物又は水産加工品であること。

例えば、こんな場合は、届出が必要になるんじゃ。

- ★ 小売店や卸売が丸魚や加工品を「しずまえ●●」として販売する場合
 - ★ 飲食店のメニュー名に「しずまえ」を使う場合
 - ★ チラシやポスター、POP、のぼり旗等に「しずまえ」と表記する場合 etc…
- …ちなみに、一時的なイベント名やフェアの名称に使う場合には届出は不要じゃ！

■ 注意事項等 ■

- 1 名称の使用料は無料です。
- 2 使用に当たっては、「しずまえ」登録商標の使用基準を消費者の見えるところに表示してください。
- 3 消費者に求められたときは、「しずまえ」で水揚げ、陸揚げされたものであることが分かる書類（産地名のある納品書や領収書など）を提示し、説明を行ってください。
- 4 届出をした後、その内容に変更が生じた場合や使用を中止した場合は、改めて届出をしてください。
- 5 市要綱に反する場合や、法令・公序良俗に反する場合等、使用の中止又は差止めを命じることがあります。

届出書の記載例等は裏面へGO！

【静岡市しずまえ商標使用取扱要綱】

| | |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、静岡市（以下「市」という。）が商標登録を行った「しずまえ」（以下「商標」という。）の使用に関し必要な事項を定める。</p> <p>(使用の届出等)</p> <p>第2条 商標を使用しようとするものは、しずまえ商標使用届出書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認める場合は、前項の規定による届出を行って商標を利用する者（以下「使用者」という。）に商標の使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。</p> <p>(使用基準)</p> <p>第3条 使用者による商標の使用は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 魚介類及び藻類にあつては、清水区蒲原から駿河区石部までの駿河湾沿岸地域において水揚げ又は陸揚げをされる水産物（以下「しずまえの水産物」という。）であること。</p> <p>(2) 加工品においては、使用される水産物の全てがしずまえの水産物（焼津漁港で陸揚げされ、静岡市内で加工された鮪を含む。以下この号において同じ。）であること。ただし、練り製品については、使用される水産物の2分の1以上がしずまえの水産物であること。</p> <p>(3) 飲食物の提供においては、使用される水産物の全てが、前2号に掲げるものであること。</p> <p>(4) 飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供については、小売又は卸売の業務において扱う商品等が前3号の規定に該当するものであること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの（使用料）</p> <p>第5条 商標の使用料は、無料とする。</p> | <p>(届出内容の変更)</p> <p>第6条 使用者は、第2条第1項に定める届出の内容に変更が生じたときは、しずまえ商標使用変更届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(使用の中止の届出)</p> <p>第7条 使用者は、商標の使用を中止するときは、しずまえ商標使用中止届出書（様式第2号）により市長に届け出なければならない。</p> <p>(使用の中止及び差止め)</p> <p>第8条 市長は、商標の使用がこの要綱の規定に反する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の中止又は差止めを命ずることができる。この場合において、市長は、必要に応じて使用者に対し、商品等の回収等の措置を求めることができる。</p> <p>(1) 法令に違反し、又は公序良俗に反する場合</p> <p>(2) しずまえのイメージを損ねる場合</p> <p>(3) 第三者及び市の利益を害する場合</p> <p>(4) 商標の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める場合（雑則）</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、商標の使用に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。</p> |
|---|--|

様式第1号（第2条、第6条関係）

届出書記載例

しずまえ商標使用（変更）届出書

平成29年2月10日

(宛先) 静岡市長

住所 **静岡市駿河区しずまえ1丁目1番1号**
 届出者 氏名 **株式会社 しずまえ水産**
 代表取締役 **岡家しず丸** 丸印
 電話 **054-354-2337**

しずまえの商標を使用（変更）したいので次のとおり届けます。
 なお、しずまえの商標の使用に当たって、静岡市しずまえ商標使用取扱要綱及び裏面の注意事項を遵守すること並びにこの届出書の記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

| | |
|-----------------------|---|
| 商標使用区分 (該当するものにレ点) | <input checked="" type="checkbox"/> 魚介類及び藻類 <input checked="" type="checkbox"/> 加工品 <input checked="" type="checkbox"/> 料理名 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 使用開始（予定）日 | 平成29年2月15日 |
| 担当者 | 氏名： 岡家しず丸 連絡先： 054-354-2337 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・加工品については、由比の漁師玉を「しずまえ漁師玉」として販売します。 ・料理名については、しずまえ鮮魚を乗せた海鮮丼を「しずまえ海鮮丼」として販売します。 |

(注)

- 1 商標を使用する商品等の写真、図面、その概要を示すもの等があれば添付してください。
- 2 使用変更の届出の場合は、変更前と変更後の内容を併記してください。

使用予定の区分に
チェックを入れてください。
複数ある場合は、そのすべてにチェックを入れてください。

備考欄には、
使用する区分の説明を
記載してください

【個人の場合】
住所・氏名・認印

【法人の場合】
所在地・法人名・
代表者役職・代表者の
氏名・法務局又は
市区町村届出印

届出前から使用している場合は、過去日でも結構です。
日にちまでわからない場合は、年月のみ記載してください。